

平成12年5月改訂

# 競漕規則

競技者規定  
競技者規定細則  
コース規格規定

社団法人 日本ボート協会

## 目次

「競漕規則」	
第 1 章	総 則 .....1
第 2 章	大 会 .....1
第 3 章	役 員 .....1
第 4 章	コ ー ス .....2
第 5 章	艇及び競漕種目 .....2
第 6 章	大会の予告及び出漕申込 .....3
第 7 章	競技者資格 .....4
第 8 章	漕手及び舵手 .....5
第 9 章	競漕の管理（審判業務）及び罰則 .....6
第 10 章	賞品その他の事項 .....10
競技者規定 ..... 11	
競技者規定細則 .....13	
コース規格規定 .....17	
例 図	.....22

# 日本ボート協会競漕規則

## 第 1 章 総 則

**第 1 条** 社団法人日本ボート協会（Japan Rowing Association 略称 J.A.R.A）主催又は主管（主管とは主催者に協力して大会の運営を司ることをいう）の大会は、すべて本競漕規則により行われる。

日本国内で行われる国際大会は、原則として国際ボート連盟（Federation Internationale des Societes d'Aviron 略称 F.I.S.A.）の規定により行われる。

**第 2 条** （社）日本ボート協会加盟の協会が主催又は主管する大会は、本競漕規則によることを原則とする。

**第 3 条** 大会は晴雨にかかわらず行われる。

ただし、荒天、その他の理由で競漕委員会が競漕の開催を不相当と認めるときは、その開催日時を延期、あるいは中止することができる。

## 第 2 章 大 会

**第 4 条** （社）日本ボート協会主催又は主管の大会は次のとおりとする。

- (1) 全日本選手権大会
  - (ア) 全日本選手権
  - (イ) 全日本軽量級選手権
  - (ウ) 全日本大学選手権
  - (エ) 全日本社会人選手権
  - (オ) 全日本高等学校選手権
  - (カ) 全日本ジュニア選手権
  - (キ) 全日本新人選手権
- (2) 国民体育大会ボート競技
- (3) 国際大会
- (4) マシーンローイング大会、オックスフォード盾その他理事会で特に定めた大会

## 第 3 章 役 員

**第 5 条** （社）日本ボート協会主催又は主管の大会（以下大会という）の役員は、（社）日本ボート協会会長がこれを委嘱する。

大会の役員は、競漕委員・審判・水路・記録その他大会実施に必要な役員をもって構成する。

- (1) 競漕委員は、競漕委員会を編成し、大会全般にわたる事務を統括し、その

運営を司る。

委員長は、(社)日本ボート協会理事長がこの任にあたることを原則とする。

- (2) 審判は、競漕に関する指揮・判断・決裁などを行い、審判長・主審・発艇員・判定員・線審・監視員をもって構成する。
- (3) 水路は、競漕に必要な船艇・標識・ブイなど、水上で必要なすべての設備を担当する。
- (4) 記録は、競漕に関する計時のほか天候・風向・風速など、すべての記録を担当する。

**第6条** 競漕委員会及び審判は、その決定事項を当日の最終競漕終了後2時間以内に発表するものとする。

競漕委員会は、大会終了後、競漕の経過、審判の決定、着順及びタイムなどを記載した報告書を作成して、(社)日本ボート協会理事会に提出する。

#### 第4章 コース

**第7条** コースの各レーンは互いに平行し、各レーンの幅は最小限12.5m、最大限15mとする。

レーン番号は原則として判定所の対岸より起算する。

コースは原則として大会の2日前に完備しなければならない。

ただし、船舶の航行に支障がある場合はこの限りではない。

コースの競漕用設備の詳細は、(社)日本ボート協会コース規格に定めるところによる。

#### 第5章 艇及び競漕種目

**第8条** 大会で使用される競漕艇は、次の2種類とする。

- (1) 構造・寸法・形態に全く制限のない艇

ただし、重量については、競漕規則第10条に定めるところによる。

- (2) (社)日本ボート協会の規格に従い建造され、かつ登録を完了した艇

**第9条** すべての競漕艇は、艇首に直径4cm以上のゴム又は類似の材質で、かつ中空でない白色のボールを取り付けなければならない。

すべての競漕艇は、漕手・舵手の最も近い所に、予備1個を含め個人用の救命具を常備しなければならない。

白球並びに救命具は練習中といえども取り外してはならない。

本条に違反した場合、競漕委員会は、当該クルー、その所属団体並びにその加盟協会に対して適切な処置を行うことができる。

**第10条** 大会で行われる競漕種目、距離及び競漕艇の重量は次のとおりとする。な

お、艇の重量にはシート・リガー・クラッチ等の通常装備を含むが、オール及び電気メガホン等は含まないものとする。

規定の重量に満たない艇は競漕会に出漕することはできない。ただし、おもりを積載固定し、艇の重量を満たす処置をしたときは、競漕会に出漕することができる。

種目	艇の重量	記号	女子 種目	距離 m
舵手つきフォア	5 1 k g 以上	4 +		2000 1000
ダブルスカル	2 7 k g 以上	2 x		2000 1000
舵手なしペア	2 7 k g 以上	2 -		2000 1000
シングルスカル	1 4 k g 以上	1 x		2000 1000
舵手つきペア	3 2 k g 以上	2 +		2000 1000
舵手なしフォア	5 0 k g 以上	4 -		2000 1000
舵手なしクォドルプル	5 2 k g 以上	4 x		2000 1000
エイト	9 6 k g 以上	8 +		2000 1000
舵手つきクォドルプル	5 3 k g 以上	4 x +		2000 1000
ナックルフォア		K F		1000

## 第 6 章 大会の予告及び出漕申込

**第11条** 大会の要項は、大会の開始日より少なくとも1カ月以前に、(社)日本ボート協会に加盟する各都道府県ボート協会(以下加盟協会という)あてに郵送され、次の事項が含まれるものとする。

- (1) 大会の名称
- (2) 主催又は主管団体名
- (3) 開催場所及び期日
- (4) 競漕種目及び使用艇に関する事項
- (5) 出漕資格
- (6) 出漕料
- (7) 出漕申込締め切りの日時、及び組み合わせ抽せんの日時、場所
- (8) 出漕申込先
- (9) 組み合わせ方法
- (10) その他必要な事項

**第12条** 出漕申込は、その所属する加盟協会長の承認を要し、出漕者は、当該加盟協会に原則として2カ月以上在籍していなければならない。

**第13条** 出漕申込は、所定の様式に下記事項を記入して、申込締切日までに提出しなければならない。

- (1) 加盟協会名及びその代表者名
- (2) 加盟団体(加盟協会に所属するボート団体)名及び所在地とその代表者名
- (3) 出漕種目

- (4) 漕手及び舵手並びに補欠選手の氏名、年齢、身長、体重、登録番号。ただし、登録番号が未決定の場合は、登録申請中と記入する。
- (5) 補欠選手数  
次の制限以内とする。

種 目	記号	漕手	舵手
舵手つきフォア	4 +	2名	1名
ダブルスカル	2 ×	1名	-
舵手なしペア	2 -	1名	-
シングルスカル	1 ×	0名	-
舵手つきペア	2 +	1名	1名
舵手なしフォア	4 -	2名	-
舵手なしクォドルプル	4 ×	2名	-
エイト	8 +	4名	1名
舵手つきクォドルプル	4 × +	2名	1名
ナックルフォア	K F	2名	1名

**第14条** 出漕者は、同一大会において、同一種目に複数のクルーのメンバーになることはできない。

**第15条** 競漕組み合わせは、出漕を申し込んだ団体と加盟協会あてに郵送される。  
ただし、大会の前日に抽せんで組み合わせを決定する場合はこの限りではない。

**第16条** 出漕者の氏名、資格等に関し虚偽又は違反の申告があったときには、競漕委員会は、当該クルー（スカル漕手を含む。以下同じ）又はその所属団体に属する全クルーを失格とすることができる。

**第17条** 各レースは、同一種目の次の第1レースが始まる2時間以上前に終了していなければならない。

**第18条** 出漕者に関する異議の申し立ては、競漕委員会に対して行う。  
競漕委員会は、その異議が正当か否かを審査して出漕の可否を決定し、発表しなければならない。

**第19条** 加盟協会を代表するクルーとして出漕を申し込んだクルーが、やむを得ない理由で出漕できなくなった場合は、競漕委員会に書面で申告し、承認があればその加盟協会は他のクルーを推薦することができる。

## 第 7 章 競技者資格

**第20条** 競技者は競技者資格に欠けるところがあってはならない。

競技者を適格とする資格の証明は加盟協会会長の責任とする。

**第21条** 競技者資格については（社）日本ボート協会競技者規定及びその細則による。

## 第 8 章 漕手及び舵手

**第22条** 漕手、舵手は水泳ができることを原則とする。

**第23条** 年令が18歳までの漕手をジュニア漕手とする。

ジュニア漕手は、18歳になる年の12月31日にその資格を失う。

ジュニア舵手の資格もこれによる。

ジュニア漕手、舵手は、当年最初の大会に参加する1ヵ月以上前に医師の検診を受け、その結果、競漕参加に差し支えない旨の証明を受け、所属の加盟協会会長に提出しなければならない。

**第24条** ジュニア漕手は1日に2回を超えて競漕に参加してはならない。ただし、再競漕等をやむを得ない事情のため、本条によりがたい場合は、競漕委員会が決定する。

**第25条** シェル艇の舵手の体重は、ユニフォームを含め男子は55kg以上、女子は50kg以上とする。

これに満たない者は、規定の重量に達するため、その最も近い場所に最大限10kgのデッドウエイトを置かなければならない。

計量は、出漕日毎かつ出漕種目毎に各自の最初のレースの2時間前から1時間前までに行う。

**第26条** 軽量級大会においては、艇の種目を問わず、漕手の体重に次の制限を設ける。

尚、漕手の体重はユニフォームを含めることとする。

ただし、舵手の体重は第25条の定めるところによる。

(1) 舵手を除くクルーの平均体重が男子は70kg以下で、かつ漕手個人の体重が72.5kg以下、女子は平均体重が57kg以下で、かつ漕手個人の体重が59kg以下であること。

(2) シングルスカル漕手は体重が男子が72.5kg以下、女子は59kg以下であること。

計量は、出漕日毎かつ出漕種目毎に各自の最初のレースの2時間前から1時間前までに行う。

**第27条** すべてのクルーは、あらかじめ届け出た補欠の範囲内で、漕手の半数までと舵手を代えることができる。この場合、交代者の氏名、シート、交代の理由等を記入した責任者の署名のある文書によって、当該競漕開始1時間前までに競漕委員会に届け出なければならない。

シングルスカルの漕手には交代要員の届け出は認められないが、出漕申し込みの後、予選までの間に出漕不可能な病気又は負傷などが生じた場合は、競漕委員会は交代要員の出漕を認めることがある。

**第28条** 競漕に1度出漕したクルーは、その後にメンバーを代えることはできない。

ただし、選手本人の急病又は負傷あるいは選手本人に重大な理由が生じ、競漕委員会の承認を得たときはこの限りではない。

**第29条** 棄権するクルーは、責任者の署名のある文書によって、当該競漕開始1時間前までに競漕委員会に届け出なければならない。

なお、1度届け出た棄権は取り消しを認めない。

無届けで棄権した場合、競漕委員会は、当該クルー、その所属団体並びにその加盟協会に対し適切な処置を行うことができる。

## 第 9 章 競漕の管理（審判業務）及び罰則

**第30条** クルーは、出漕に際し統一したユニフォームを用い、不ぞろい又は不体裁な服装をしてはならない。

出漕するクルーは、あらかじめ届け出たブレードカラー及びマークのオールを使用しなければならない。ただし、競漕委員会の承認を得たときはこの限りではない。

本条に違反した場合、競漕委員会はそのクルーを除外とすることができる。

**第31条** 監視員は、クルーが艇に乗り降りする場所に位置し、出漕クルーが定められた規定を遵守しているか否かを監視するため、次の事項について点検を行う。

（1）クルーのメンバー構成

（2）艇・オール・救命具並びに服装

（3）デッドウエイトの携行を命ぜられた舵手については、乗降時の携行状況

**第32条** 競漕中、回漕クルーは競漕水域の外側で、競漕の100m手前から競漕が通過するまで停止していなければならない。

競漕水域の範囲は審判長又は競漕委員会が大会の都度定める。

**第33条** 発艇は、原則として陸上又は水底に固定した設備より行うものとする。

発艇線における艇の位置は、艇首が発艇線に並ぶことを原則とする。

発艇所には電気式拡声装置を設備し、発艇員の指示・号令が全クルーによく聴き取れるものとする。

**第34条** 出漕クルーは、発艇定刻5分前までに発艇員に到着を申告し、発艇定刻2分前までに所定の発艇位置に着かなければならない。

本項に違反したクルーは、発艇時における不利益を理由に異議を申し立てることはできない。

やむを得ない理由により遅延するクルーは、あらかじめその理由を最寄りの審判員に申し述べ、審判長の許可を得なければ失格とする。

発艇員は、いたずらに発艇位置に着くことを遅延したクルーを待つことなく発艇することができる。この場合、そのクルーを棄権したものと見なす。

**第35条** 線審は、赤旗、白旗を携行し、各艇の艇首を速やかに発艇線上にそろえ、正確であると判断したとき、白旗を掲げて発艇員に知らせる。

**第36条** 発艇員の発艇号令は次のいずれかとする。

(1) 赤旗と鐘を携行し、各艇が発艇準備を完了したことを確認したのち、次の号令を下して発艇の合図とする。

「用意」の予令の後、赤旗を掲げ、明瞭な間をおいて「ゴー」の発艇号令を発すると同時に赤旗を振りおろす。

(2) 「用意」の予令と共に発艇合図の赤ランプを点灯し、その後明瞭な間をおき、ブザーを鳴らすと同時に発艇合図信号のランプを赤から黄色に変える。

**第37条** 『用意』の予令が下った後において、まだ用意が整わない場合又は他の支障を生じたときは、そのクルーの舵手又は漕手は、直ちに片手を挙げて発艇の猶予を求めることができる。

発艇の猶予を求められたときでも、発艇員が支障なしと判断した時は発艇することがある。これに対する異議は認めない。

**第38条** 線審は、不正スタートを認めるときは、競漕を中止させるため、直ちに赤旗を振って発艇員及び主審に知らせなければならない。

発艇員及び主審は、不正スタート、又は発艇が正常に行われなかったと認めるときは直ちに鐘を鳴らし、かつ赤旗を振って競漕を中止させなければならない。

同一競漕で2度不正スタートを犯したクルーは、その競漕から除外とする。

いたずらに発艇位置に着くことを遅延したクルー、回漕中に第32条に違反して警告を受けたクルーは、不正スタートが1度あれば除外とする。

**第39条** 主審は、赤旗、白旗、鐘を携行し、赤旗と鐘は競漕の中止、白旗は競漕中の警告、指示に用いる。

競漕に参加した全艇が決勝線を通過したのち、その競漕が正常に行われたと認めるとき、主審は遅滞なく白旗を掲げて、その旨を判定員に知らせなければならない。競漕中に問題があり、その競漕が正常に行われなかったと認めるときは、主審は赤旗を掲げて、その内容を判定員に告げなければならない。

**第40条** 競漕中、各艇は自己のレーンを進行しなければならない。他のレーンを侵害したり、他艇を妨害してはならない。

本項に違反して自己を有利にしたと認められた場合は、主審の決定に従わなければならない。

同一所属団体の複数のクルーが同一競漕に出漕し、その内の1艇が悪意で他艇に接触した、又は他艇を妨害した、と見なした場合、主審は、その所属団体の当該レースに参加していた全クルーを除外とし、必要な場合はその全クルーの失格を審判長に具申する。

**第41条** 主審は、競漕中、各艇の漕跡の正当性を判断し、接触又は妨害の場合、その責任の帰属を即座に決定しなければならない。

この決定は主審だけが行う。

**第42条** 接触とは、競漕中に、2又はそれ以上のオール、艇が触れ合うことをいう。



妨害とは、競漕中他のレーンに侵入し、その進路を妨げることをいう。

**第43条** 主審は、下記の場合、警告を発することができる。

- ( 1 ) 他艇を妨害する危険がある場合
- ( 2 ) 接触を起こす危険がある場合
- ( 3 ) コース内に浮遊物の流入、危険物の侵入、その他クルーに危険の生ずるおそれがある場合

ただし、( 3 ) の場合以外は、クルーに進路又は操舵に関する指示を与えない。すべてのクルーは自己の責任において操舵すべきものとする。

**第44条** 接触あるいは妨害のとき、主審の処置は次のいずれかによって行われる。

- ( 1 ) 競漕の結果に全く影響を及ぼさないごく軽微なものと判断した場合は不問に付する。
- ( 2 ) 競漕を続行させて、その着順に従って順位を決める。  
ただし、接触の原因を引き起こしたクルー、他艇を妨害したクルーは競漕から除外とする。
- ( 3 ) 接触の原因を引き起こしたクルー、他艇を妨害したクルーを除外として、他のクルーに再競漕を行わせる。

**第45条** 主審は、操舵拙劣で警告が2度に及んでもなお自己のレーンを守り得ないクルーを競漕から除外とすることがある。

**第46条** 競漕中における障害、又は艇の故障等の災厄は、他艇により接触されて起こった場合のほか、各クルーは自ら忍ぶべきものとする。

ただし、その障害、故障の状況により、主審は再競漕を行わせることがある。

**第47条** 競漕に参加したクルーは、競漕中に受けた損傷を理由に競漕の延期、又は無効を主張することはできない。

ただし、発艇線より100m(発艇区域)以内で起こった損傷については主審が決定する。

**第48条** 接触、又は他の原因により生じた損害は、それを引き起こしたクルーの所属団体が補償するものとする。

**第49条** 競漕(独漕を含む)中、すべてのクルーは、不可抗力の場合、又は主審が特に認めた場合を除き、真面目な態度及び正常な競漕速度をもって全距離を漕了しなければならない。主審の警告にもかかわらず、本条に違反したクルーは失格とする。

**第50条** 審判艇には主審と操縦者以外の何人も同乗してはならない。

ただし、審判長が特に必要と認めた者についてはこの限りではない。

審判艇は主審が立った姿勢で動作できる構造であり、電気式拡声器を備えて主審の指示が各クルーによく聞き取れるよう設備するものとする。

なお審判艇にはいかなる種類の旗、のぼりの類を立ててはならない。

**第51条** 発艇した各クルーは、その艇首が決勝線を通過したとき、そのレーンを完漕し

たものとし、その順位は判定員が定める。

着順表の作成は主席判定員の責任とする。

判定員は、決勝線を通しないクルーがあったとき、これを記録する。

**第52条** 決勝線ではできる限り、計時連動映画撮影装置、又は写真判定装置を設備し、判定員は、必要に応じ記録映画、又は写真を点検しなければならない。

各艇の決勝線通過は音による合図で示すことを原則とする。

**第53条** いかなるクルーも定員を欠いて競漕に参加することはできない。ただし、競漕中、不可抗力により漕手が水中に落ちてもその競漕は有効と見なし、着順を認める。舵手を欠いて決勝線を通したクルーは競漕から除外とする。

スカル漕手は、落水後、自力で乗艇し、決勝線通過まで漕ぎ続けた場合は着順を認める。

**第54条** 複数のクルーが同時に決勝線を通した場合は、原則として決定競漕を行う。ただし、決定競漕を行わず、同着と認めることができる。

決定競漕に出漕することを拒否したクルーがある場合は、他者が勝者となる。

**第55条** 決勝、及び同着に伴う決定競漕において独漕が生じた場合、審判長はそのクルーに全距離の漕了を免除することができる。

**第56条** 再競漕及び決定競漕の場合、その必要事項は競漕委員会が定める。

**第57条** 次のクルーは競漕権を放棄したものと見なして失格とし、異議は認めない。

- (1) 発艇員の発艇号令にかかわらず発艇しなかったクルー
- (2) 主審の宣告を待たずに競漕を中止したクルー
- (3) 決勝線を通しなかったクルー

**第58条** すべての他のクルーが競漕権を失ったとき、競漕権を保有するクルーを勝者と見なす。

**第59条** 競漕委員会の許可なく、大会の期間中、コースに沿いクルーに伴走してはならない。

競漕中、クルーは審判長の許可なく、自己に関係ある船艇を競漕に随伴させてはならない。

競漕中、無線装置や拡声器で、岸からクルーに助言や指示をしてはならない。

本条に違反した場合、競漕委員会及び審判長は適切な処置を行う。

**第60条** 競漕中の一般立入禁止の区域は何れも両岸に設けることを原則とし、次のとおり定める。

- (1) 発艇線を中心とし、上下各50m
- (2) 決勝線を中心とし、上下各20m

ただし、競漕委員会が別に定めた場合はこの限りではない。

**第61条** 次の事項は厳禁する。

- (1) 艇内に無線通信機器を持ち込むこと。

( 2 ) 水の天然の状態を変化させるような化学物質を使用すること。

( 3 ) ドーピング

競漕委員会は、本条に違反したクルーを失格とし、そのクルー、所属団体並びに加盟協会に対し適切な処置を行う。

ドーピングテストを拒否した場合も同様とする。

**第62条** 救命艇は各競漕において主審艇に随伴するか、あるいは定位置に待機し、競技者の生命に危険を認めたととき、機を失せず救助にあたる。

救命艇には、できる限りフログマンを用意する。

応急医療施設は、大会主催者又は主管者の責任とする。

**第63条** 競漕委員会及び審判は、その職務遂行中、指示に服従することを拒否し、あるいは暴力的言辞、侮辱的態度で規則違反をしたクルー、又は所属団体並びに加盟協会に対し警告し、反省の色がないときは次の処分を行う。

( 1 ) 当該競漕から除外、又は勝利の取消

( 2 ) 重大な場合、当該クルー又は当該所属団体の全クルーの失格

( 3 ) 当該大会の期間を超えてなお継続する失格処分を行う場合は、競漕委員会の報告に基づき、(社)日本ボート協会理事会において決定し、これを公示する。

**第64条** 競漕に関し、クルーより審判に対しての異議の申し立ては、当該審判、又は審判長が裁決する。

異議はやむを得ない場合を除き、上陸以前にクルーから審判に申し出で、その後直ちにその所属団体の代表者より異議の要旨をしたための文書を提出しなければならない。

**第65条** 競漕に関するものである限り、審判の決定は最終とし提訴は認められない。又、いかなる時点においても、審判の決定に対する批判は許されない。

本条に違反した場合、当該所属団体は第 6 3 条の規定による処分を受ける。

**第66条** 競漕委員会及び審判は、本規則に定められていない事項について必要な判定を下す権限を有する。

## 第 10 章 賞品その他の事項

**第67条** 競技者には優勝旗、優勝杯など、あるいは賞金その他有価証券なども含めた賞品を授与することができる。尚、優勝者の記録は長く保存するものとする。

**第68条** 審判に関する事項を除き、本競漕規則により難しい場合は、(社)日本ボート協会理事会がその都度これを定める。

付則 本規則は平成 1 2 年 5 月 2 7 日社団法人日本ボート協会通常総会において承認され、平成 1 2 年 6 月 1 日以降効力を発する。

## 競技者規定

社団法人日本ボート協会（以下日本協会という）の競漕規則第21条に基づき、競技者資格について競技者規定（以下本規定という）を定める。本規定は理事会承認事項とする。

**第1条** 本規定に定めるボート競技者とは、次の各号に定める資格を有する者をいう。

- (1) 日本協会に加盟する各都道府県ボート協会（以下加盟協会という）に登録された加盟団体（以下団体という）に、在籍する者であること。
- (2) ボートを愛好し、ボート競技の品位を保ち、フェアプレーを旨とする者であること。
- (3) 加盟協会から適格者として認定された者であること。
- (4) 加盟協会経由日本協会に競技者として登録された者であること。

**第2条** 加盟協会は次の各号に該当する者を、競技者として登録することはできない。

又登録後に該当した場合、加盟協会は直ちに登録を抹消し、日本協会に連絡しなければならない。

- (1) 日本協会の事前承認を得ずに、競技者がスポンサーの宣伝に協力する契約を締結すること、自己の氏名・写真・競技成績などを広告に使用させること、或は競技用資器材の販売を直接又は間接に行うなどの行為をした者。  
この規定は、加盟協会及び団体にも準用するものとする。
- (2) 日本協会が禁止した競漕会に参加した者。
- (3) 競技に際して、特にドーピング又は暴力行為などにより、明らかにフェアプレー精神に違反した者。
- (4) 大会々場において、明らかに品位に欠ける振る舞いをした者。
- (5) 本規定に違反し、競技者として著しく品位又は名誉を傷つけた者。

**第3条** 競技者がスポンサー契約などで対価を得る場合の支払いは、日本協会に事前承認を得た契約のもとであれば、日本協会に関係なく直接当事者に支払われることで良い。

この規定は、加盟協会及び団体にも準用するものとする。

**第4条** 日本協会及び加盟協会の役員や委員ならびに審判は、ボート競技者として登録することができるものとする。

ただし、日本協会の主催又は主管する公式競漕会への出漕の可否は、各競漕会の要項に定めるものとする。

- 2. 日本協会及び加盟協会の役員や委員ならびに審判は、定款並びに競漕規則に定める通り常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるように行動しなければならない。

**第5条** 本規定の詳細については、競技者規定細則に定める。

**第6条** 本規定ならびに細則の解釈において、個別的状況に応ずる最終判定は、理事会がこれを決定する。

**第7条** 本規定ならびに細則に違反した場合、日本協会又は加盟協会は、該当する競技者又は団体の登録を取り消すことができる。登録抹消の期間は、理事会が定める。

**付則** 本規定は平成10年4月22日から施行する。

## 競技者規定細則

社団法人日本ボート協会（以下日本協会という）の競漕規則第21条により定められた競技者規定第5条に基づき競技者規定細則（以下本細則という）を定める。

本細則は理事会承認事項とする。

### 第1条 総則

日本協会又は加盟協会の主催する公式大会において、競技者が使用する用艇、用具、ユニフォームなどに表示する文字、マーク、ロゴは、本細則に定める規制に従わなければならない。

### 第2条 製造者の表示

ボート、オール、ユニフォームなどの製造者は、その品物が自己による製造品であることを、本細則に定める範囲内で表示することができる。

製造者はスポンサーになることも可能であり、その場合はスポンサー用の表示面積も使用できるが、両方の面積を合わせた単一の大きな表示面積とすることはできない。

### 第3条 表示の統一

ボート、オール、ユニフォームなどにつける表示は、一つのクルーにおいてその各々の表示は統一されなければならないが、一つの登録団体（以下団体という）内では必ずしも同一にする必要はない。

### 第4条 スポンサーの制限

スポンサーの表示する広告の内、タバコとアルコール含有度15%以上の強い酒類の広告は禁止する。

又ジュニア種目のみの大会においては、アルコールに関する広告は全面的に禁止する。

### 第5条 ボートに対する表示の具体的規制

ボートに表示する文字、マーク、ロゴに関し次の通り定める。（[例図1](#)）

#### 1. 製造者

ボートの内部のいずれかの場所に50平方cm以内のプレートを一カ所つけ、そのプレートに製造者の名前、住所、マーク又はロゴ、製造年月日、使用に適するクルーの平均体重、製造あるいは出荷時のボートの重量を記入しなければならない。

ボートの両サイドのコックピット（漕手・舵手の場所）の外側（ガンネル）には、それぞれ一カ所50平方cm以内の表示ができる。

#### 2. 艇名とスポンサー

ボートの名前（艇名）、加盟協会あるいは団体の名前又はロゴ、加盟協会あるいは団体のスポンサーの名前又はロゴをボートの両サイドに、ウォッシュボード（水の侵入を防ぐ漕手を囲むトップの波よけ板）から船尾方向の100cm（シングルは80

cm)を除いて、一つの面積が800平方cm以内でいくつかの表示ができる。

その数は次の通りとする。

片側1カ所のみ：1×、2×、2-、2+（計2カ所）

片側2カ所：4-、4+、4×、4+x（計4カ所）

片側4カ所：8+（計8カ所）

なお、4-、4+、4×、4+x、8+については、片側に二つの異なるスポンサーの表示が可能である。

又、いずれのボートも定められた数の内1カ所については、同じ面積で前方あるいは後方いずれかのキャンバス上に表示することもできる。

### 3. 加盟協会あるいは団体

加盟協会あるいは団体の紋章を、上記の他に両サイドのコックピットの外側に、それぞれ一カ所60平方cm以内の表示ができる。

### 4. 主催者の大会スポンサー

ボートの両サイドのウォッシュボードから船尾方向へ100cm（シングルは80cm）にその大会スポンサーの名前又はロゴを800平方cm以内で表示できる。

## 第6条 オールに対する表示の具体的規制（例図2）

オールに表示する文字、マーク、ロゴに関し次の通り定める。

1. ブレードカラー及びマークは、加盟協会あるいは団体が日本協会に登録したものを、ブレードの表裏に表示するのみで他の表示はできない。（登録済みであれば団体のコーポレートマークを付けることは認められる）

2. アウトボード部には何らの表示もできない。

3. インボード部には次の範囲で表示ができる。

（1） スカルオールはハンドルの外0～47cmに加盟協会あるいは団体のスポンサーの名前又はロゴを72平方cm（4cm×18cm）以内で、47cmからは製造者の名前又はロゴを72平方cm以内で表示できる。

（2） スイープオールはハンドルの外0～50cmに同じくスポンサーの名前、ロゴを100平方cm（5cm×20cm）以内で、50cmからは製造者の名前又はロゴを100平方cm以内で表示できる。

## 第7条 レーンナンバープレートに対する表示の具体的規制

主催者は大会スポンサーの名前又はロゴを、レーンナンバープレートの上部又は下部のいずれかに、5cmの高さで表示することができる。

## 第8条 ユニフォームなどに対する表示の具体的規制（例図3）

ユニフォームなどに表示する文字、マーク、ロゴに関し次の通り定める。

1. クルー全体のユニフォームは統一したものでなければならない。すなわち、すべての表示が同一の場所にされねばならない。

2. シャツ（ユニフォームのウエストから上）

- (1) 加盟協会あるいは団体の名前又はロゴは、100平方cm以内で胸又は背中  
のいずれか一カ所に限る。
  - (2) 加盟協会あるいは団体のスポンサーの名前又はロゴは、84平方cm以内  
で一カ所に限る。
  - (3) 製造者の名前又はロゴは、16平方cm以内で一カ所に限る。
  - (4) 主催者は大会スポンサーの名前又はロゴを、両袖にそれぞれ84平方c  
m以内で広告表示したTシャツを、競技者に支給し着用させることができる。  
この場合、競技者はその上にベストスタイルの袖無しユニフォームを着用す  
ることになる。
3. 帽子又はヘアバンド  
加盟協会あるいは団体のスポンサーの名前又はロゴは、5cm×10cm以内と  
し一カ所に限る。
  4. ショーツ(半ズボン、パンツなどでユニフォームのウエストから下)  
加盟協会あるいは団体のスポンサーの名前又はロゴは、両足側のそれぞれに25  
平方cm以内、あるいは片足側に50平方cm以内のいずれかの表示ができる。
  5. 靴下(ショートソックス)  
スポンサー表示のないものを着用のこと。
  6. ゼッケンその他  
主催者は、舵手あるいはバウ漕手に大会スポンサーの名前又はロゴの広告表示が  
あるゼッケン又は衣服を支給し、着用させることができる。

#### **第9条 表示面積の計算方法**

第5条から第8条に定める表示面積の計算方法は、その表示が占有す縦と横の最  
長部分の線が直角で交わる長方形の面積とする。

#### **第10条 表示面積内の表示規制**

一つの表示面積内に表示されるスポンサーあるいは製造者の名前又はロゴは、そ  
の表示が名前とロゴなどいくつかに組み合わせられていても、同一のスポンサーある  
いは製造者のものでなければならない。すなわち、一つの表示面積内に複数のスポ  
ンサー等の表示をすることはできない。

#### **第11条 大会スポンサーのその他表示**

日本協会あるいは加盟協会の主催する公式大会において、大会スポンサーの広告  
表示を使用する場合は、競技者の用艇、用具、ユニフォームなどに加えて、大会役  
員や審判の用艇・用具・衣服においても、次の通り表示することができる。

1. 主催者は大会役員及び審判に対して、大会スポンサーと製造者の表示をそれぞれ  
一カ所ずつ50平方cm以内で、役割に応じた位置に取り付けた衣服を支給し(帽  
子、セーター、ジャケット、シャツ、ズボン、雨合羽など)着用させることができ  
る。



2. 主催者は大会スポンサーの名前又はロゴを広告表示した主審艇、発艇台、発艇装置、公式記録掲示装置などの使用ができる。

#### **第12条 番組・コマーシャル等の出演など**

競技者はテレビ、ラジオ、刊行物の番組・コマーシャル等に出演する場合には、事前にその内容と出演の対価などを加盟協会を經由して日本協会に報告し、承認を得るものとする。

#### **第13条 マスメディアの取材**

競技者はマスメディアから事前に取材の申し込みを受けた場合は、可能な限り加盟協会を經由して日本協会に報告するものとする。なお、その内容の重要度によって取材後の報告を行わねばならない。

#### **第14条 解釈と罰則**

本細則の解釈あるいは罰則については、競技者規定第6条並びに第7条の定めによる。

**付則** 本細則は平成10年4月22日から施行する。

## コース規格規定

前書 社団法人日本ボート協会の競漕規則第7条に基づき、コース規格についてコース規格規定（以下本規定という）を定める。本規定は総会承認事項とする。

### 第 1 章 総 則

**第1条** 社団法人日本ボート協会（以下日本協会という）が主催または主管する大会（以下大会という）は、本規定に適合したコースで開催されなければならない。

**第2条** 日本協会は、コースの所有者または日本協会正会員からの申し出に基づき、そのコースが本規格に適合しているか否かを認定する。

**第3条** 大会の開催に関し、本規定によりがたい場合は日本協会理事会の承認を要する。

### 第 2 章 規 格

**第4条** コースをA級、B級、C級の3段階に分ける。

（1） 国際大会は、A級コースで行う。

（2） 全日本選手権の各大会及び国民体育大会ボート競技は、B級以上のコースで行う。

（3） その他の大会は、C級以上のコースで行う。

**第5条** 競漕レーンの長さは1000m、2000mの2種類とする。

（1） 競漕レーンは、原則として直線でなければならない。

（2） コースは決勝線の後方に、長さ100m以上の自由水域を設けなければならない。（[例図4](#)）

**第6条** コースには次に定める数のレーンを設けなければならない。

A級 6レーン以上

B級 5レーン以上

C級 3レーン以上

**第7条** レーン幅は、最小限12.5m、最大限15mとする。コースでは、各レーンの境界をブイで標示しなければならない。各ブイの間隔は第22条に定めたところによる。

**第8条** 競漕レーンの外境と岸、その他固定構築物との間には、5m以上の自由水域を設けなければならない。

岩礁、固定構築物、杭などの障害を競漕レーンの中に残存させているレーンはいかなる場合といえども、コースとして認めることはできない。

少なくともコースの片側に、出漕艇がスタートに向かう際、競漕の運行に妨げのない、必要かつ十分な回漕水路を確保すること。

**第9条** レーンの水深は次のとおりとする。

各レーンの深さが均等でない場合 3 m以上

各レーンの深さが均等な場合 2 m以上

**第10条** コースには、流れのないことを原則とするが、流れのあるときは、競漕レーンの全幅について同一の速さであり、かつ次の流速を超えないものとする。

A級 10 cm / 秒

B級 20 cm / 秒

C級 30 cm / 秒

流れの速さに変化がある場合は、その最大値をもって流速とする。

**第11条** 発艇位置は、艇首を正しく発艇線上に並べ得るように、陸上または水底に固定した構築物に連結して設備する。(例図5)

ただし、B級以下のコースでは、錨、その他をもって固定したステイクポートでこれに代えることができる。

**第12条** 発艇員席は、全レーンの中心線の延長上で、発艇線より40 m～50 m後方に位置し、見通しのよい高い台とする。その足場の高さは水面上3 m以上6 mまでとする。

ただし、C級コースでは発艇員が全レーン幅の中心で、発艇線の後方に位置すればよい。

**第13条** B級コース以上では、発艇員が各発艇位置の拡声器に連結したマイクロフォンを持ち、その指示号令が各クルーに同時に伝えられる様に設備しなければならない。

**第14条** 線審席及び見通し装置は正確に設備し、その判定が容易に行えるものでなければならない。

線審と発艇員の連絡のため通信設備を設けなければならない。

線審席は正確に発艇線延長上、理想的には、第1のレーンから15 m以上30 m以内の位置に固定されるようにする。床面の高さは、水面上1 m以上2 m以下とする。

**第15条** 発艇線から決勝線に向い100 mの地点に、発艇員及び主審が容易に確認し得る明瞭な標識を設置し、発艇区域の限界を標示するものとする。

ただし、レーン境界ブイの色を変えることによって発艇区域を明示する場合はこの限りではない。

**第16条** 舵手のいない艇の操舵を助けるため、各レーンの中心線の延長上で、発艇線の後方に高さの異なる2枚の操舵標識を30 m以上の距離を置いて設置する。操舵標識は縦に中心を明示する線を標示し、その大きさは1000 mの距離を隔てて容易に確認し得るものでなければならない。(例図5)

操舵標識の大きさの基準は高さ180 cm、幅90 cm以上とし、中心線を標示する線の幅は15 cmないし20 cmとする。

**第17条** スタート位置の両岸には、競漕規則による立入禁止区域を明瞭に標示しなければならない。

ただし、コース周辺の状況に応じ、競漕委員会は立入禁止区域の基準を変更することがある。(例図4)

**第18条** 全水域をコースとして使用しない場合は、自由水域を含むコースの外境を柔軟なブイによって標示しなければならない。

ブイ間の距離は次による。

A級 50m以内

B級 50m

C級 100m

木材等を用いてコースの外境を標示する場合には、あらかじめ日本協会理事会の承認を要する。

**第19条** 決勝線を除き、発艇線から500m毎の位置はブイをもって標示する。

**第20条** 各レーンには、発艇線から250m毎に色の異なるブイを設置する。併せて250m毎に陸上に設けるときは、縦90cm、横180cmを下回らない大きさの標示板、水上に設けるときは一边を1mとする立方体の大型ブイに発艇線を0mとし、発艇線からの距離を明記する。

ただし、C級コースではこれを省略することができる。

**第21条** 各レーンの中心を指示するため500m毎にランドマークを設置する。

(1) ランドマークは1000mの距離において容易に確認できる大きさでなければならない。大きさは一边を1.5m前後とし、風に吹き流されないように、上下双方をロープ又はワイヤーで固定する。

(2) ランドマークにはレーンナンバーを記入することが望ましい。

(3) ランドマークを懸架することのできないコースでは、ブイのみでコースを明示するとともにゴール目標板を設置することが望ましい。

この場合の各ブイの間隔は、第7条(レーン幅)及び第22条(ブイの距離)による。

**第22条** 第7条及び第21条第3号の各ブイの間隔は、次のとおりとする。

コースの級	A級	B級	C級
各ブイ間の距離	10.0~12.5m	12.5~25.0m	50.0~100m

**第23条** 決勝線の後方5mの線上で、コース外境から少なくとも5m離れた水面に、一边の長さ30cmの赤の小旗を立てたブイを設置して決勝線の標示とする。コースの外側の水路が狭く、クルーの航行を妨げるおそれがあるときは、両岸陸上に赤旗又は赤の塗装を施した一边の長さ50cm内外の標識板を立てる。両岸を利用できないときは片側1個とする。

決勝線におけるランドマークは決勝線の後方5mの線に、決勝線と平行して掲げ

るものとする。(例図6)

**第24条** 決勝線には、計時連動映画撮影装置または写真判定装置を設備するものとし、常備しないコースでは必ず専門家に依頼しなければならない。

ただし、C級コースではこれを省略することができる。

**第25条** 決勝線における判定所の位置は、大会本部側に設けなければならない。

その構造と設備は次のとおりとする。

- (1) 階段式構造とし、各レーンを担当する判定員が各艇の艇首の決勝線通過を看視するのに妨げのないように設備する。
- (2) 有線または無線通信装置により、発艇員の号令指示が拡声されて、タイム差なく聞き取れるように設備する。
- (3) 拡声器に連結したベルまたはブザーにより、各艇の艇首が決勝線を通過する都度、音響をもって合図するように設備する。

**第26条** 決勝線における立入禁止の区域は判定所の両側及び対岸見通し板の両側にそれぞれ20m設け、かつ明瞭に標示する。(例図1)

**第27条** コースは測量士が測量し、マークを印し、かつ平面図を作製するものとする。

コース平面図の写しは大会本部に備え付けると共に、大会会場に掲示する。ただし、B級以下のコースでは、コース平面図に関する説明を参加者代表に行ってこれに代えることができる。

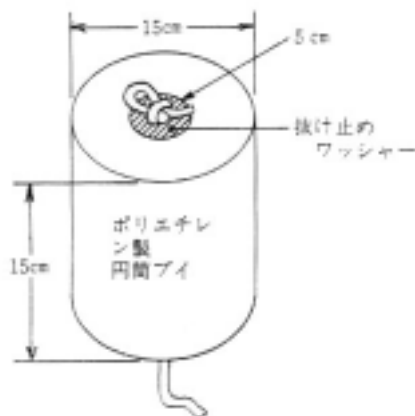
**第28条** レーン境界ブイは、艇やオールに損傷を与えるおそれのない柔軟な材質のものでなければならない。その大きさは競漕艇の漕行を妨げないものとする。外境ブイ・決勝線標示ブイもこれに準ずる。

レーン境界ブイの大きさは次による。

- (1) 円筒形 ポリエチレン製ブイの場合(下図参照)

直径 15cm以下

高さ 15cm以下



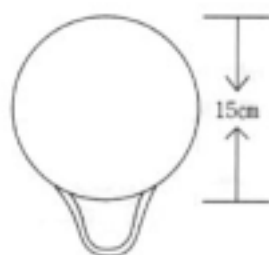
(2) 球形ビニール製ブイの場合(下図参照)

直径 15 cm以下

材質 柔らかい材質

ビニール製 球形ブイ

ブイが繫留索から放れて漂流するのを防止するため、ブイに繫留索を通すときは、上部に直径5 cm位、底部に直径3 cm位の金属製あるいは強靱なプラスチック製のワッシャーを用い、抜け止めとする。(下図参照)



**第29条** コースには次の恒久施設を備えなければならない。

本部建物 } 同一建物で足りる。  
艇庫 }

台船(棧橋をもって代用できる)

運動用広場

**第30条** コースには次のような競漕用器具、備品を常備しなければならない。

計時装置

風速・風向計

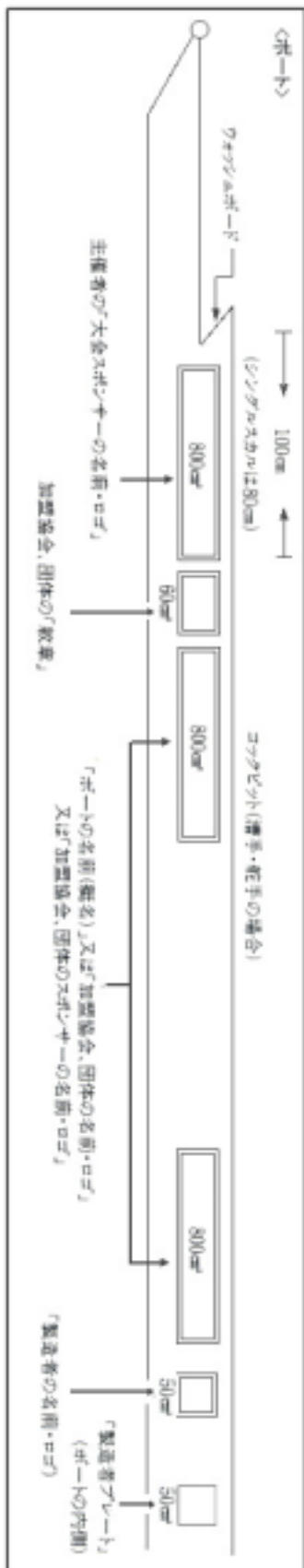
拡声装置

通信設備

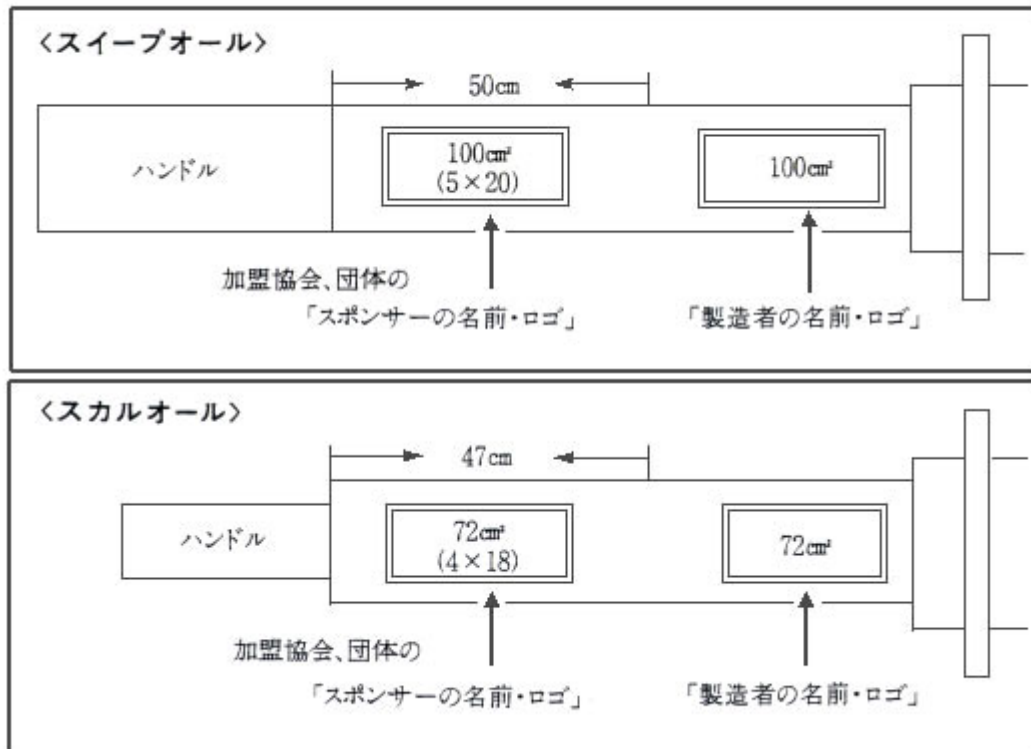
航行規則看板

付則 本規定は平成12年5月27日社団法人日本ボート協会通常総会において承認され、平成12年6月1日以降効力を発する。

例 図

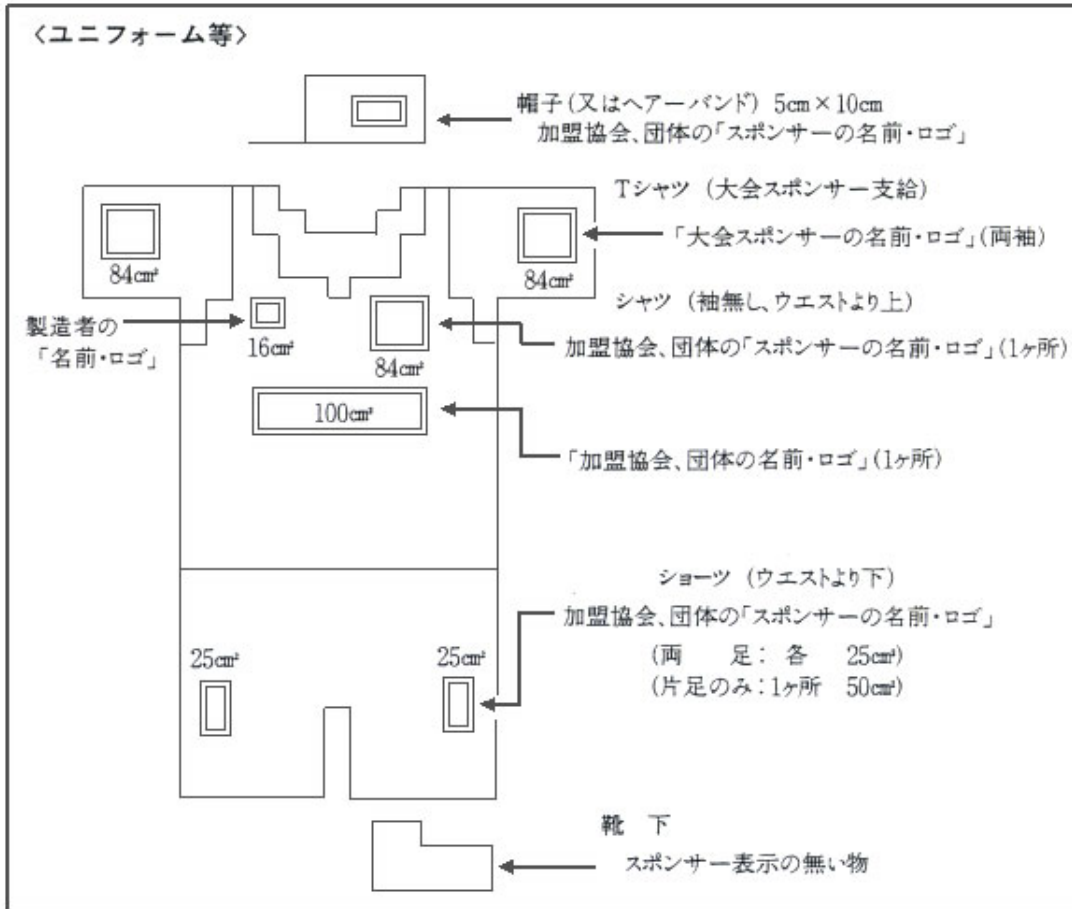


(例図2)

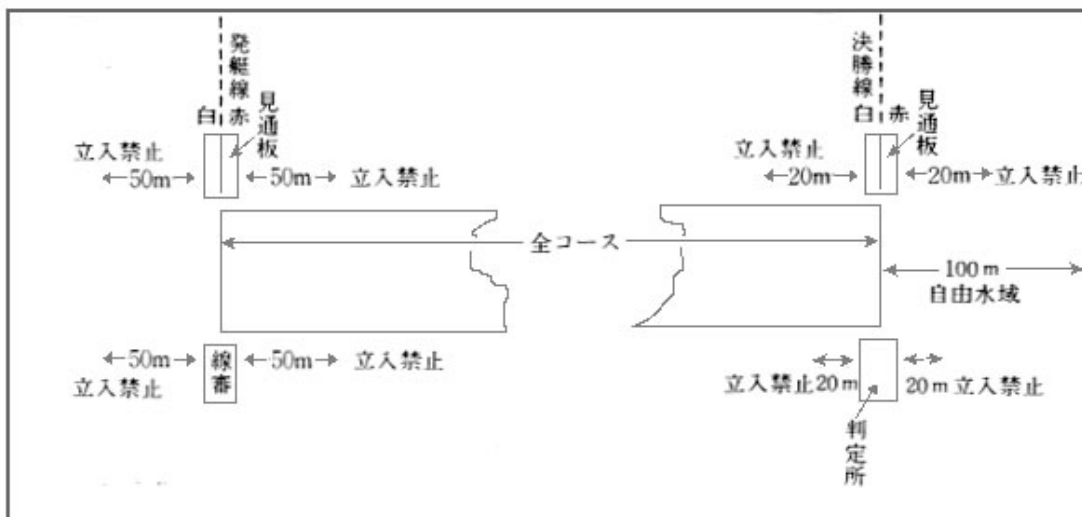




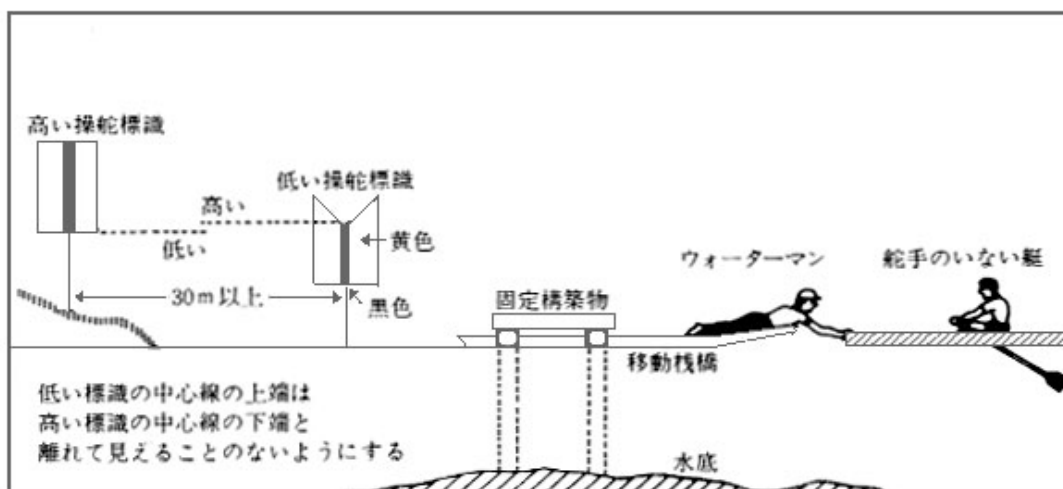
(例図3)



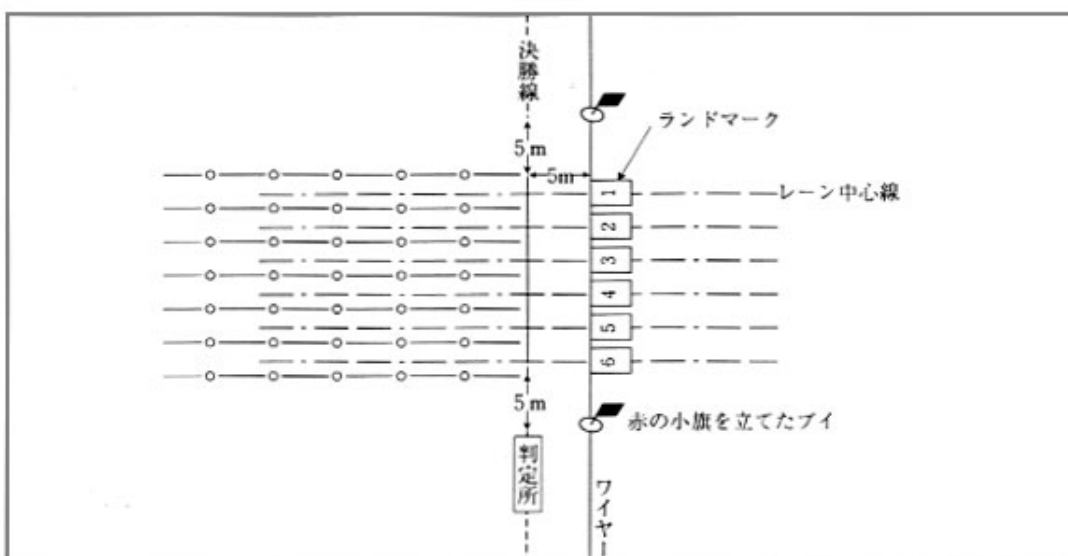
例図4



例図 5



例図 6



社団法人日本ボート協会審判委員会の許可なく複製・コピーを厳禁する。